

文京シビックセンター展望ラウンジ等壁面広告掲出取扱要領

23文施施第36号平成23年4月25日部長決定

24文施施第47号平成24年5月31日部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、文京シビックセンター25階展望ラウンジ及び地下2階の壁面（以下「広告媒体」という。）に、民間企業等の広告を掲出することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準)

第2条 広告媒体への広告の掲出は、区の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲出をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性（選挙に関係するものを含む。）のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲出する広告として適当でないと認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲出できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲出の募集)

第3条 広告掲出の募集は、区報、区ホームページ等により行うものとする。

2 広告掲出の募集に当たっては、広告の規格、掲出方法、掲出期間その他広告掲出に必要な事項及び条件を明示しなければならない。

(広告掲出の申込み)

第4条 広告掲出を希望する者は、文京シビックセンター壁面広告掲出申込書（別記様式第1号）に掲出しようとする広告の見本を添えて、区長に提出するものとする。

(広告掲出者の決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込者及び申込みに係る広告内容について、第2条の規定及び同条第3項の規定により定める基準に基づき審査し、広告掲出者を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により広告掲出者の決定をしたときは、文京シビックセンター壁面
広告掲出（不掲出）決定通知書（別記様式第2号）により、広告掲出を申し込んだ者に通
知するものとする。

（契約の締結）

第6条 区長は、広告掲出者と文京シビックセンター壁面への広告掲出に関する契約書（別
記様式第3号）により契約を締結するものとする。

（行政財産の使用許可）

第7条 広告掲出者は、広告を掲出しようとするときは、文京区公有財産管理規則（昭和3
9年4月文京区規則第12号）の規定に基づき、事前に行政財産の使用許可を受けなくて
はならない。

（広告掲出料）

第8条 広告掲出に伴い広告掲出者が区に納付する広告掲出料（消費税及び地方消費税を含
む。）は、次の各号に定めるものを合算したものとする。

(1) 広告料 広告掲出の取扱いに係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案して、施設管
理部長が別に定めるものとする。

(2) 使用料 広告掲出に伴う行政財産の使用許可に係る料金で、文京区行政財産使用料条
例（昭和39年3月文京区条例第9号）の規定に基づき算定したものとする。

2 広告掲出者は、前項の広告掲出料を区長の指定する期日までに一括で前納するものとす
る。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 既納の広告掲出料は、返納しない。ただし、広告掲出者の責めに帰すことができない事
由により、広告の掲出を中止し、又は広告の掲出に係る契約を解除したときは、この限り
でない。

（広告掲出者の責務）

第9条 広告掲出者は、広告掲出者自ら及び広告の内容が、この要領及び第2条第3項の規
定による基準に反するものでないことを区長に対して保証し、区長からその証明を求めら
れた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

2 広告掲出者は、広告掲出者に関すること及び広告の内容につき、区長から説明を求めら
れた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。

3 広告掲出者は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告掲出者の責任及び
負担において解決しなければならない。

（広告掲出の取消し）

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項に規定する広告掲
出の決定を取り消すことができる。

(1) 広告掲出者が第6条に規定する契約を締結しないとき。

(2) 広告掲出者が区長が指定する期日までに広告掲出料を納付しなかったとき。

(3) 行政財産の使用許可を取り消したとき。

(4) 広告掲出終了までの期間に、広告掲出者自ら又は広告の内容がこの要領及び第2条第
3項の規定による基準に反したとき。

(5) 次条第2項に規定する広告掲出取下書の提出があったとき。

(6) その他区長が必要があると認めたとき。

2 区長は、前項の規定により広告掲出の決定を取り消したときは、文京シビックセンター壁面広告掲出決定取消通知書（別記様式第4号）により、広告掲出者に通知するものとする。

3 第1項第1号から同項第5号までの事由に該当したことにより、広告の撤去等が必要となったときは、その費用は広告掲出者が負うものとする。

（広告掲出の取下げ）

第11条 広告掲出者は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 広告掲出者は前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、文京シビックセンター壁面広告掲出取下書（別記様式第5号）を区長に提出するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、広告媒体に民間企業等の広告を掲出することに関し必要な事項は、施設管理部長が定める。

付 則

この要領は、平成23年4月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。